

広島県では、三次市と連携してライフイベントのタイミングを利用した受診勧奨事業を実施するため、三次市がそれぞれ保有する個人情報を共同利用しています。

個人情報保護法では、あらかじめ本人の同意なく個人情報を第三者に提供してはならないとされていますが、法第27条第5項第3号において、特定の者との間で共同して利用される個人情報については、個人情報を共同で利用すること、共同して利用される個人情報の項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人情報の管理責任者の氏名又は名称、について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態においているときは、当該個人データの提供を受けるものは第三者に該当せず、個人情報取扱事業者は、本人の同意を得なくても、個人情報を提供することができるかとされています。

ライフイベントのタイミングを利用した受診勧奨事業を実施するにあたり、広島県と三次市が、共同利用する個人情報の詳細等は次のとおりです。

1 共同利用する個人情報の項目

三次市

三次市に住民票を有する令和4年度に20歳から29歳に達する（基準日は令和5年4月1日とする。）女性のうち、広島県が別途指定する時点において子宮頸がん検診を受診していない者の名及び住所（郵便番号を含む）

2 共同利用者の範囲

三次市の保有する個人情報：広島県と三次市

3 共同利用目的

ライフイベントのタイミングを利用した受診勧奨事業を実施することで、勧奨対象者層における受診率の向上及び受診習慣の継続に資することを目的としています。

4 個人情報の管理についての責任者

広島県健康づくり推進課及び三次市

5 共同利用を希望されない場合

広島県健康づくり推進課までお申し出ください。

電話番号：082-513-3063